

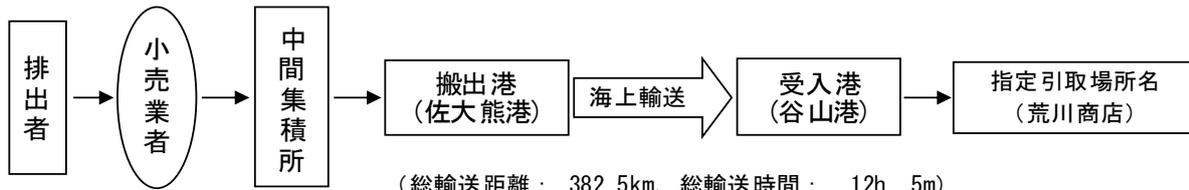
# 平成27年度離島対策事業協力評価報告書

<平成28年9月20日実施>

第三者委員会

No. 9	都道府県名：鹿児島県	市町村等名：奄美市
対象地域：奄美大島地域 (奄美市、龍郷町、大和村、宇検村)	世帯数 <sup>※</sup> ： 23,621	人口 <sup>※</sup> ： 52,241
事業実施期間：平成27年2月1日～平成28年1月31日	海上輸送を行う者：下記輸送ルート毎に記載	
海上輸送の方法：特定家庭用機器廃棄物を積載したトラックまたはコンテナを船舶に積み込み輸送する。		
1 輸送単位当たりの台数（少頻度多量輸送時）： 3t又は3.4tトラック1台：Aルート：57台 10ftコンテナ1基：Bルート：51台、Cルート：30台 Dルート：38台		
輸送事業区分：補助事業	引渡実績集計方法：協会集計方式	
<p>Aルート：奄美市より補助を受けた第三者、3t又は3.4tトラック利用</p> <p>■ 貨物船利用</p> <p>(総輸送距離：700km、総輸送時間：24h 20m)</p> <p>輸送距離：中間集積所→搬出港(5.5km) 搬出港→受入港(692km) 受入港→指定引取場所(2.5km)          輸送時間：中間集積所→搬出港(0h 15m) 搬出港→受入港(24h 0m) 受入港→指定引取場所(0h 5m)</p> <p>■ 旅客船利用</p> <p>(総輸送距離：397.5km、総輸送時間：12h 40m)</p> <p>輸送距離：中間集積所→搬出港(3km) 搬出港→受入港(380km) 受入港→指定引取場所(14.5km)          輸送時間：中間集積所→搬出港(0h 10m) 搬出港→受入港(12h 0m) 受入港→指定引取場所(0h 30m)</p>		
<p>Bルート：奄美市より補助を受けた者から委託を受けた第三者、10ftコンテナ使用</p> <p>(総輸送距離：382.5km、総輸送時間：12h 5m)</p> <p>輸送距離：中間集積所→搬出港(0km) 搬出港→受入港(380km) 受入港→指定引取場所(2.5km)          輸送時間：中間集積所→搬出港(0h 0m) 搬出港→受入港(12h 0m) 受入港→指定引取場所(0h 5m)</p>		
<p>Cルート：奄美市より補助を受けた者から委託を受けた第三者、10ftコンテナ使用</p> <p>(総輸送距離：389.5km、総輸送時間：12h 30m)</p> <p>輸送距離：中間集積所→搬出港(4.5km) 搬出港→受入港(380km) 受入港→指定引取場所(5km)          輸送時間：中間集積所→搬出港(0h 15m) 搬出港→受入港(12h 0m) 受入港→指定引取場所(0h 15m)</p>		

Dルート：奄美市より補助を受けた者から委託を受けた第三者、10ftコンテナ使用



(総輸送距離：382.5km、総輸送時間：12h 5m)

輸送距離：中間集積所→搬出港( 0km) 搬出港→受入港( 380km) 受入港→指定引取場所( 2.5km)  
 輸送時間：中間集積所→搬出港( 0h 0m) 搬出港→受入港( 12h 0m) 受入港→指定引取場所( 0h 5m)

	エアコン	ブラウン管式 テレビ	液晶式及びプラ ズマ式テレビ	冷蔵庫・ 冷凍庫	洗濯機・ 衣類乾燥機	合計
事業実施期間中の 輸送量(台)	1,050	1,003	360	1,283	1,660	5,356
交付した助成金額(円)	777,000	361,080	129,600	1,449,790	1,228,400	3,945,870

※：世帯数及び人口は、平成27年国勢調査値

参考：事業協力実施年度 平成21、22、23、24、25、26、27、28年度

### I. 輸送の効率化(少頻度多量輸送)の評価

- Aルート：トラック(3t又は3.4t)1台あたり57台輸送しており、覚書に記載された少頻度多量輸送を実施していると認められる。
- Bルート：コンテナ(10ft)1基あたり51台輸送しており、覚書に記載された少頻度多量輸送を実施していると認められる。
- Cルート：コンテナ(10ft)1基あたり30台輸送しており、覚書に記載された少頻度多量輸送を実施していると認められる。
- Dルート：コンテナ(10ft)1基あたり38台輸送しており、覚書に記載された少頻度多量輸送を実施していると認められる。

### II. その他 市町村の責務の遂行状況の評価

- ① 排出者の負担は助成単価と同額分軽減されていると認められる。
- ② 対象地域からの排出量のほぼ全てが、覚書に記載された輸送事業の対象になっていると認められる。
- ③ 奄美市の責務(I. 及びII. ①、②の責務を除く。)は適切に遂行されていると認められる。